

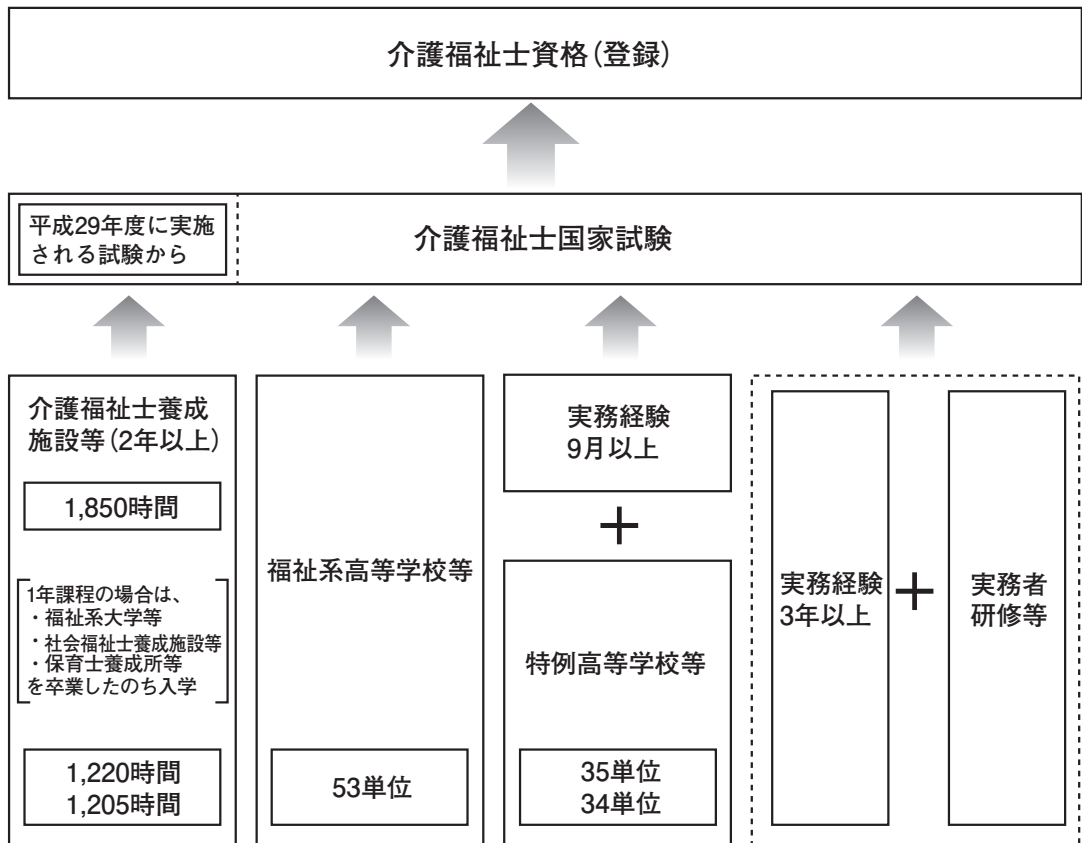
17

介護福祉士^{*1}小林 光俊^{*2}

1. 介護福祉士及びその業務

(1) 介護福祉士

介護福祉士は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定により制度化された名称独占の国家資格である。



※29('17)年度から、養成施設卒業者に国家試験の受験資格を付与し、5年間かけて漸進的に導入し、34('22)年度より完全実施予定

※実務経験3年以上のEPA介護福祉士候補者は、実務者研修等なしで受験が可能

図1 介護福祉士の資格取得方法

出典：厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi5.html (最終閲覧日：2018.01.11)

^{*1} Certified Care Worker

^{*2} Mitsutoshi Kobayashi 敬心学園理事長

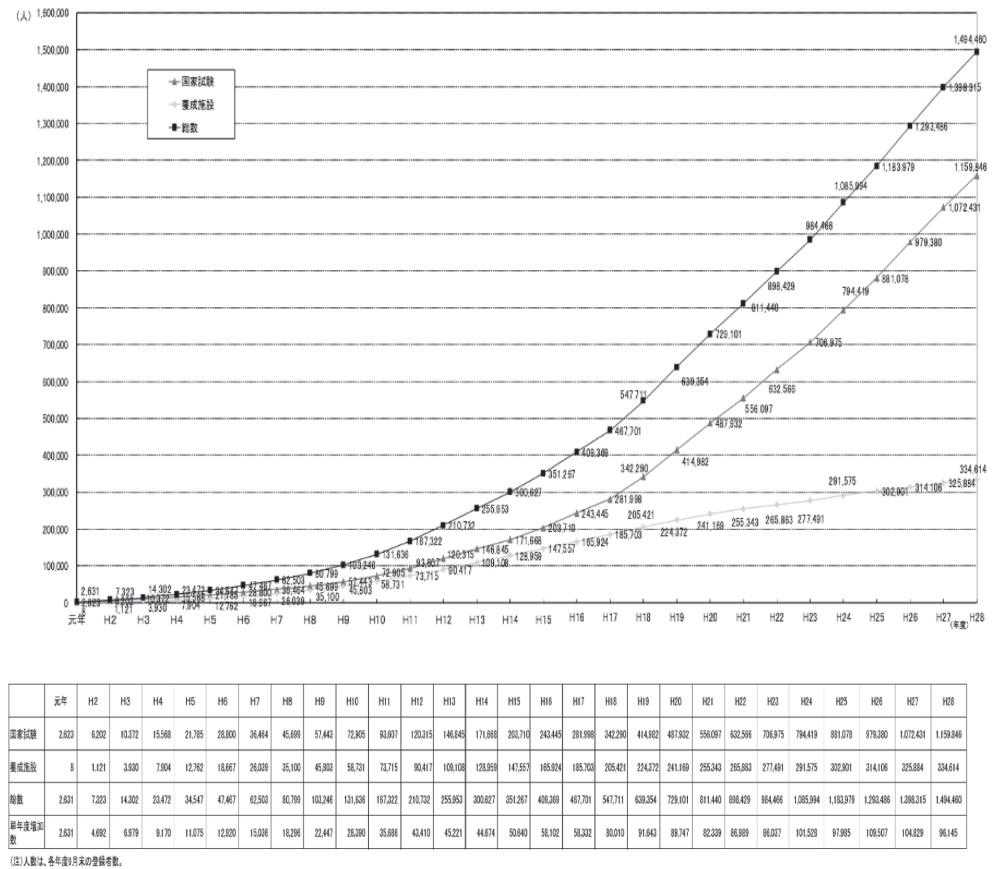


図2 介護福祉士の登録者数の推移

出典：厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushil/shakai-kaigo-fukushi6.html
(最終閲覧日 2018.01.11)

(2) 介護福祉士の資格取得方法

介護福祉士の資格取得には、養成校ルート（3. 介護福祉士の養成教育にて後述）と実務経験者ルート等がある。

実務経験者ルートは介護現場での3年以上の就労経験を経て、原則実務者研修450時間を受け、国家試験に合格する必要がある（図1）。

(3) 介護福祉士の登録者数の推移

養成施設卒業者や、国家試験合格による介護福祉士の資格取得者は、厚生労働大臣の指定を受けた指定登録機関である「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」に登録することが義務づけら

れている。養成施設卒業による資格取得者は18歳人口の減少等によりあまり増加していないものの、平成12年度に導入された介護保険制度普及に応じて、国家試験合格による実務経験者の資格取得が大幅に増加し、今日に至っている（図2）。

(4) 介護福祉士の業務

介護福祉士の業務は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第2項の定義によれば、「この法律において『介護福祉士』とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活に支障があるものにつき心身の状況に応じた介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行

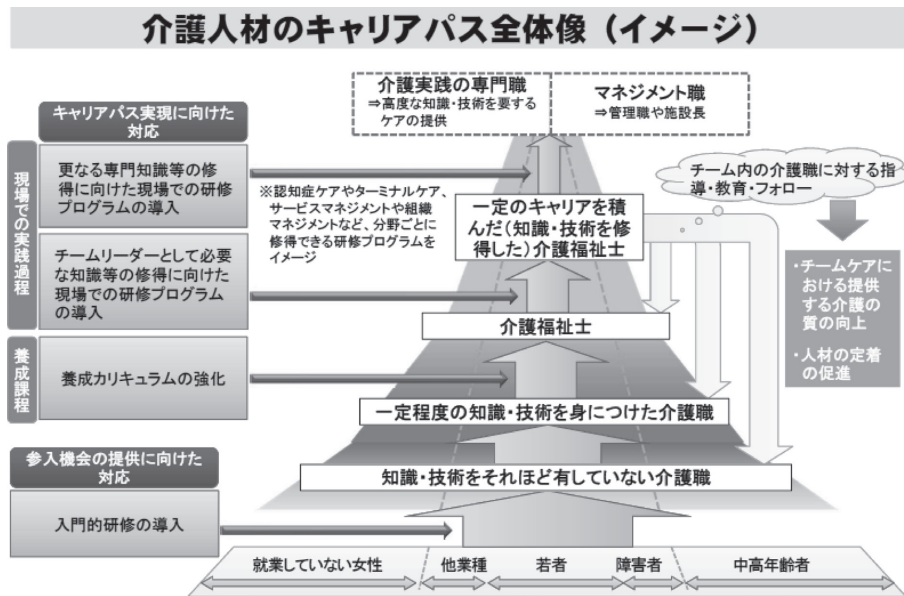


図3 介護人材のキャリアパス

出典：厚生労働省 第6回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会（2016年10月5日）資料「介護人材の機能とキャリアパスについて」

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000138946.pdf#search=%27E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BA%BA%E6%9D%90%E3%81%AE%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%91%E3%82%B9%E5%85%A8%E4%BD%93%E5%83%8F%27
(最終閲覧日：2018.01.11)

為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る：以下「喀痰吸引等」という）を含む）を行い、（以下略）」とされている。

すなわち介護福祉士の業務は、2つの領域を担当する。1つは日常生活の営みに関わる介護である。これは介護福祉士の自らの判断のもとで行う業務である。もう1つは2011年の法改正による「喀痰吸引等」の医療的ケアを担当することである。これは医行為の一部であることから、医師の指示の下に、一定の研修を受けて行うこととされている。したがって介護福祉教育においても新たな

に医療的ケアの教育が行われることとなっている。

(5) 介護福祉士の業務の新たな展開

高齢者の急増により、老い、病、心身の障害等に起因する生活に支障のある人への支援は、ニーズの多様化、複合化により、保健・医療・福祉等の連携・協働の上に行われることとなった。特に医療依存度の高い高齢者並びに認知症高齢者の急増があり、また重度の障害のある人の自立支援等への対応も迫られている。したがって「社会福祉士及び介護福祉士法」は、医師その他の医療サービスを提供する者、その他の関係者等との連絡及び調整（他職種協同）を定めている。（第2条第1項参照）介護福祉士においては、医療的ケアのほか介護に関しても保健医療サービス提供者、その他関係者等との連携・協働のもとに行われている。

なお、今後国の新しい施策として「地域包括ケ

*3 EPAによる受け入れ 日フィリピンEPA：2006年9月9日署名、2008年12月11日協定発効 日インドネシアEPA：2007年8月20日署名、2008年7月1日協定発効

*4 外国人技能実習制度適正化法：2017年11月施行

*5 出入国管理及び難民認定法の一部改正法：2017年9月施行

介護福祉士等修学資金貸付制度について

- 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充しました。
この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。

(介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)

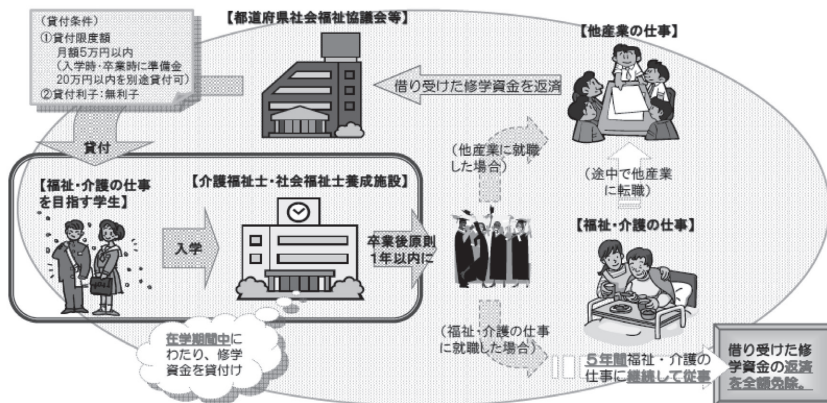


図4 介護福祉士等修学資金貸付制度

出典：厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijinzei_kakuho02/dl/01_0008.pdf

(最終閲覧日：2018.1.11)

アサービス」体制の充実に向け、介護福祉士の役割がますます重視されることとなるであろう。

2. 介護職の高度化と評価および外国人介護人材の受け入れ

国では、介護職の高度化と評価について「2025年に向けた介護人材・介護業界の構造転換」を図り、「介護職の機能分化」と「役割の明確化」を進めるとしている（図3）。

グローバル化と少子高齢化の進展の中で、労働力不足と労働力の国際流動化等を見据え、外国人介護職を育成し、在留や就労の道を開く（「EPA（economic partnership agreement）による受け入れ^{*3}」「外国人技能実習制度適正化法^{*4}」「出入国管理及び難民認定法の一部改正法^{*5}」等）

^{*6} 介護福祉士等修学資金貸付制度

^{*7} 離職者訓練（委託訓練）制度 各都道府県が主に雇用保険を受給している求職者を対象とし、就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練を無料（テキスト代等は自己負担）で実施している。

ことが求められている。また、それとともに介護職の「キャリア段位制度」の拡充、「認定介護福祉士制度」や「管理介護福祉士」の育成等、専門職としての魅力の確立を図り、待遇改善の抜本的対策とその進展等、介護職の新たな高度化と評価システム等が進められている。

3. 介護福祉士の養成教育

介護福祉士の教育は、現在2007年のカリキュラム改正によって行われている。しかし「2017年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年をかけて国家試験の義務付け段階的導入を図る」としている。また2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験者または不合格者には当分の間、「准介護福祉士」の資格が付与される。この「准介護福祉士」制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる2022年度から施行される。医療的ケアについては2011年の法改正により養成教育のカリキュラムに含まれて、教

育が行われている。

B. 実務者研修 6 月以上（450 時間）

(1) 介護福祉士養成施設の現状

介護福祉士養成施設数372校（専門学校242校・大学59校・短期大学68校・その他2校）があり、学生学費支援制度として「介護福祉士等修学資金貸付制度^{*6}」（図4）がある。また、ハローワーク等からの「離職者訓練（委託訓練）制度^{*7}」等が行われている。

(2) 教育カリキュラム

A. 養成施設 2 年以上（1,850 時間）

(3) 教育カリキュラム構成（上記（2）－A. 養成施設 2 年以上の場合）

①人間と社会（240時間）

②介護（1,260時間）

③こころとからだのしくみ（300時間）

④医療的ケア（50時間以上）・演習（実地研修は可能な限り行われる）

養成施設のカリキュラムは、総時間数1,850時間となる、これらの科目から成り立っている。